

高等学校等就学支援金【県立・市町村民立高等学校】

※詳しい制度の説明や、申請の方法は、平成29年4月に入学される高等学校から説明があります。
申請書などの提出物は、学校の定める提出期限に遅れないよう、提出してください。

平成29年4月に公立高等学校へ入学される方は、**申請**をして認定を受ければ、高等学校等就学支援金が支給されます！

★高等学校等就学支援金の支給要件は次のとおりです。

1. 保護者等の収入が、市町村民税所得割額**304,200円未満**である人
2. 高等学校等を既に卒業していない人等

両親の一方が働き、高校生と中学生がいる4人家族の場合で、年収910万円が目安

「高等学校等就学支援金制度」を適用して授業料は実質無償に!!

申請をして認定を受ければ、授業料に相当する額の就学支援金が国から支給され、納付すべき授業料に充当しますので、**納付いただく必要はありません。**



就学支援金

授業料

304,200円以上の場合や、申請しても不認定となった場合は、授業料を納付していただく必要があります。

就学支援金の受給資格が認定された方は、授業料は実質無料となります。

就学支援金

①入学後、高等学校を
経由して県に申請

②奈良県教育委員会において、
就学支援金の受給資格認定・
支給額の決定

③県から国へ就学支援金
の交付を申請

④国から交付される
を、申請者に代わって県が受領
し、授業料に充当します。

就学支援金を受給するためには、申請が必要です！

4月中の学校が定める期限までに、次の書類を学校へ提出してください。

(期限までに提出がないと、授業料を納付していただく場合がありますので、期限は必ず守ってください。)

- ①「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」
- ②「課税証明書等」(※1)

※1 「課税証明書」以外に、「特別徴収税額通知書」、「住民税納税通知書」(写し可)でも対応できます。

就学支援金の支給限度額と支給期間

- ◆全日制 月額 9,900円・上限36月
- ◆定時制(単位制以外) 月額 2,700円・上限48月
- ◆定時制(単位制) 1単位 1,740円
上限74単位・48月
- ◆通信制(単位制) 1単位 336円
上限74単位・48月

※就学支援金支給限度額と、授業料は同額になる予定です。

◇お問い合わせ◇

現在通われている高等学校にお問い合わせください。